

有効期間満了日 令和13年3月31日

熊總第70号

令和7年3月17日

「熊本県警察における職員提案制度実施要領」の制定について（通達）

県警察においては、「「熊本県警察における職員提案制度実施要領」の制定について（通達）」（令和2年3月26日付け熊警第362号。以下「旧通達」という。）に基づき、組織運営の在り方について提案を求めてきたところであるが、「「熊警BX」の推進について（通達）」（令和7年3月17日付け熊總第69号）に基づき、業務のみならず組織運営全般に係る継続的な改善に資する手法の1つとして、新たな職員提案制度を創設し、令和7年4月1日から施行することとした。

各位にあっては、職員提案制度の更なる活性化による能率的な組織運営の実現に向け、制度の趣旨及び積極的な活用について職員への周知を図られたい。

## 別添

### 熊本県警察における職員提案制度実施要領

#### 第1 趣旨

社会情勢の変化に的確に対応して治安水準の維持又は向上を図るため、既存の業務プロセスの抜本的な見直しにとどまることなく、日々業務に従事する中で業務の見直しを組織に提案できる環境を構築し、ボトムアップによる業務プロセスの継続的な改善により業務の効率性を高め、生産性の向上を図り、限られたリソースで最大限の成果を上げる能率的な組織運営を実現するものである。

#### 第2 職員及び所属長の責務

- 1 職員は、前例踏襲にとらわれることなく、常に業務プロセスの改善を意識し、より良い組織運営のための提案を積極的に行うよう努めなければならない。
- 2 所属長は、職員の提案が積極的に行われるよう、職員提案制度の周知及び提案の奨励に努め、職員が提案しやすい気運を醸成しなければならない。

#### 第3 体制

##### 1 提案総括責任者

- (1) 警察本部に提案総括責任者を置き、警察本部長をもって充てる。
- (2) 提案総括責任者は、提案の採否の決定を行うほか、提案に関する事務を総理する。

##### 2 提案責任者

- (1) 警察本部に提案責任者を置き、警務部長をもって充てる。
- (2) 提案責任者は、提案総括責任者を補佐するほか、提案の検討結果及びその採否について点検する。

##### 3 提案管理者

- (1) 警察本部に提案管理者を置き、総務課長をもって充てる。
- (2) 提案管理者は、提案に関する事務を掌理する。

##### 4 提案検討者

- (1) 警察本部の所属及び警察学校に提案検討者を置き、所属長及び警察学校長をもって充てる。
- (2) 提案検討者は、主管する業務に関する提案について検討を行うほか、採用が決定した提案の実施について必要な措置を執る。

#### 第4 提案事項

- 1 職員は、次に掲げる事項について提案することができる。
  - (1) 業務の合理化・効率化に関すること。
  - (2) 勤務環境の改善に関すること。
  - (3) 職員の士気高揚に関すること。
  - (4) 組織運営又は施策の実現に関すること。
  - (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、より良い組織運営の在り方に関すること。

2 原則として、既に提案され、検討結果及びその採否が示されているものと同様の提案を行うことはできないものとする。

ただし、更なる業務の改善が図られる手法の提案のほか、法令の改正、社会又は治安情勢の変化に伴い、改めて検討の必要が生じているものについては、定められた様式にそれらの理由について明記した上で提案を行うことができるものとする。

3 提案に当たっては、単なる不平・不満等に終始することは厳に慎み、建設的かつ理性的な内容となるよう配意するものとする。

## 第5 提案の採否区分

提案の採否は、次の区分により行うものとする。

### 1 採用

提案の導入が適当と認められるもの

### 2 参考

組織運営の参考とすることが適當と認められるもののほか、職員に周知を図るべきもの(周知を図ることで提案の主旨が実現したとみなすことができるものを含む。)

### 3 不採用

提案の実現が不可能又は困難なもの、提案による組織運営上の効果が認められないものなど、提案を導入することが不適當と認められるもの

## 第6 提案の実施要領

### 1 実名による職員提案

#### (1) 提案の方法

ア 職員は、提案があるときは、提案書(別記様式第1号)に提案の内容等を記載し、提案管理者(総務課政策企画室企画第一係取扱)に提出するものとする。

なお、当該提案は実名により行うものとする。

イ 提案は、単独又は複数の職員により行うことができる。

複数の職員で提案する場合は、主たる提案者の所属、氏名等を提案書の「提案者」欄に、従たる提案者の所属、氏名等を提案書の「備考」欄に記載すること。

#### (2) 提案の受理等

ア 提案管理者は、提案書による提案を受理したときは、当該提案の内容に関する業務を主管する提案検討者に対し、当該提案について検討を依頼するものとする。

イ 提案管理者は、提案内容が次のいずれかに該当するときは、アに基づく検討の依頼を省略することができる。

(ア) 本要領の趣旨に基づかないものと認めるとき。

(イ) 第4の2(過去に提案されたものと同様の提案)に該当する場合であるとき(第4の2ただし書の場合を除く。)。

(ウ) その他検討を要しないことが明らかなものであるとき。

ウ 提案管理者は、イに基づき検討の依頼を省略したときは、提案者に対し、口頭等により省略した理由について通知するものとする。

#### (3) 提案の検討及び採否の決定

ア (2) アの依頼を受けた提案検討者は、当該提案の実現のほか、当該提案に伴い明らかとなつた課題、潜在化していた非合理・非効率的な業務の進め方等について、当該提案を業務改善の契機と捉え、それらの解消に向けて多角的な視点で真摯かつ積極的な検討を行うものとする。

イ 提案検討者は、提案検討報告書（別記様式第2号）に提案の検討結果を記載し、提案の採否について意見を付した上で、原則として、おおむね1か月以内に提案管理者を経由して提案責任者に報告するものとする。

ウ イの報告を受けた提案責任者は、提案検討者による提案の検討結果及びその採否に付した意見（以下「検討結果等」という。）について、その妥当性、合理性、効率性等を点検し、提案総括責任者に報告するものとする。

エ 提案責任者は、提案検討者による検討結果等に意見等があるときは、提案管理者を通じて提案検討者に必要な確認、検討等を行うよう指示することができる。

オ ウの報告を受けた提案総括責任者は、提案検討者による検討結果等を踏まえ、提案の採否を決定するものとする。

カ 提案総括責任者が必要と認めるときは、提案検討者による検討結果等について、提案総括責任者、提案責任者及び提案管理者により協議を行うことができる。

この場合において、提案検討者は、当該協議において必要な説明を行うものとする。

#### (4) 提案の採否の通知及び周知

ア 提案管理者は、提案の採否が決定したときは、速やかに検討結果通知書（別記様式第3号）を作成し、提案者に通知するものとする。

イ 提案管理者は、提案制度の活性化及び組織的な情報の共有を図るため、提案の検討結果及びその採否について、職員に周知するものとする。

#### (5) 提案の管理

提案管理者は、提案管理表（別記様式第4号）を作成し、提案の検討状況等を管理するものとする。

#### (6) 表彰上申

提案管理者は、優れた提案について、熊本県警察の表彰等に関する訓令（平成11年熊本県警察本部訓令甲第14号）に基づき表彰を上申することができるものとする。

### 2 匿名による職員提案

#### (1) 実施

匿名による職員提案（以下「匿名提案」という。）は、少なくとも年1回実施するものとする。

#### (2) 提案の方法

ア 提案管理者がその都度指定する方法により実施するものとする。

イ 匿名提案における提案内容の集約・管理は、提案管理者が行うものとする。

#### (3) 提案の検討及び採否の決定

- ア 提案管理者は、(2)に基づき集約した提案について、それぞれ関係する業務を主管する提案検討者に検討を依頼するものとする。
- イ アの依頼を受けた提案検討者は、当該提案の実現のほか、当該提案に伴い明らかとなつた課題、潜在化していた非合理・非効率的な業務の進め方等について、当該提案を業務改善の契機と捉え、それらの解消に向けて多角的な視点で真摯かつ積極的な検討を行うものとする。
- ウ 提案検討者は、(2)アにおいて提案管理者が指定した方法により、当該提案の検討結果等について、提案管理者を経由して提案責任者に報告するものとする。
- エ ウの報告を受けた提案責任者は、提案検討者による検討結果等について、その妥当性、合理性、効率性等を点検し、提案総括責任者に報告するものとする。
- オ 提案責任者は、提案検討者による検討結果等に意見等があるときは、提案管理者を通じて提案検討者に必要な確認、検討等を行うよう指示することができる。
- カ エの報告を受けた提案総括責任者は、提案検討者による検討結果等を踏まえ、提案の採否を決定するものとする。
- キ 提案総括責任者が必要と認めるときは、提案検討者による検討結果等について、提案総括責任者、提案責任者及び提案管理者により協議を行うことができる。
- この場合において、提案検討者は、当該協議において必要な説明を行うものとする。

#### (4) 提案の採否等の周知

提案管理者は、提案制度の活性化及び組織的な情報の共有を図るため、原則として、提案の検討結果及びその採否について、職員に周知するものとする。

#### (5) 提案の管理等

- ア 提案管理者は、提案検討者において検討され、又は検討が進められている匿名提案について、適宜、当該検討等の進捗を提案検討者に確認するなどして適切に管理するものとする。
- イ 提案検討者は、アにかかわらず、提案の採否について結論を得た場合、提案の実現時期が明確となつた場合その他提案の検討状況に変化が生じた場合は、提案管理者に報告するものとする。

### 第7 熊本県警察基盤強化委員会への報告

- 1 実名による職員提案及び匿名提案の検討結果及びその採否については、少なくとも年に1回、熊本県警察基盤強化委員会(以下「委員会」という。)に報告するものとする。
- 2 提案総括責任者は、提案のうち部門横断的な検討を要するもの、組織運営において重要と認めるものその他提案総括責任者が必要と認めるものについて、委員会幹事会において検討・協議を行うよう指示することができる。

この場合において、提案総括責任者は、提案検討者に委員会幹事会に出席するよう指示することができる。

### 第8 採用された提案の業務への反映

提案検討者は、採用とされた提案について、実現のために必要な措置を速やかに講じ、適切に業務に反映させるものとする。

#### 第9 準足事項

- 1 提案検討者は、治安水準を低下させることなく、業務の効率化・生産性の向上が図られる提案については、前例踏襲を廃し、実現に向けた真摯かつ積極的な検討を行うこと。
- 2 提案管理者は、提案の検討において提案検討者が複数に及ぶ場合は、所属間における縦割りの弊害を生じさせることなく、必要な検討が網羅的に行われるよう総合調整を行うこと。
- 3 所属長は、所属内において当該所属のみで行われる業務等に関する提案を受けたときは、本要領に準じて、適切に取り扱うこと。